

ダンス部

(名称)

第1条 本団体は、ダンス部と称す。

(目的)

第2条 本団体はダンスを通じて、体力の向上はもちろん地域の方々と交流を深めることとする。

(会計)

第3条 会計年度は、毎年6月1日に始まり翌年5月末日に終了するものとする。なお、年度初めに予算計画を作成するとともに、年度末に決算を行うものとする。

(会費)

第4条 会費は、1人当たり年額5,000円とし、新年度6月中に徴収することとする。但し、年度途中に加入したものは入会后1カ月以内に納入することとする。

(役員)

第5条 本団体は、次の役員で構成する。役員の任期は1年とし、年度当初に開催する定例会議において改選する。但し、再任を妨げない。

- 1) 部長1名…本団体を代表する。
- 2) 副部長1名…部長を補佐し、部長に事故等がある時、若しくは不在の時は、その職務を代行する。
- 3) 会計1名…会計事務を処理する。

(決議)

第6条 本規約に定めない事項については全構成員の多数決により決する。

(改廃)

第7条 本規は、全構成員の多数決により改廃される。

附則

この規約は、平成13年6月6日から施行する。

この規約を、1部改訂し、平成27年6月1日から実施する。

この規約を、1部改訂し、令和7年6月1日から実施する。